

2016 年 7 月 27 日制定
2016 年 12 月 13 日改定
2017 年 9 月 29 日改定
2019 年 9 月 25 日改定
2021 年 9 月 24 日改定
2022 年 8 月 9 日改定

投 資 法 人 規 約

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 規約

第1章 総 則

第1条 (商 号)

本投資法人は、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人と称し、英文では Renewable Japan Energy Infrastructure Fund, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、資産を主として特定資産(投信法に掲げるものをいう。以下同じ。)のうち再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産(第28条に定義する。)に対する投資として運用することを目的とする。

第3条 (本店の所在地)

本投資法人は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (公告方法)

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 投 資 口

第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己投資口の取得)

1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。
2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。かかる本投資法人の自己投資口の取得については、投資主総会の決議によらずに役員会の決議をもって定めることができる。

第6条 (発行可能投資口総口数)

1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、10,000,000口とする。
2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。
3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、執行役員が決定し、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。

第7条 (投資口の取扱規程)

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、投資主の権利の行使の手續その他の投資口に関する取扱いの手續及びその手数料については、法令及び本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規程による。

第8条 (投資法人が常時保持する最低限度の純資産額)

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。

第3章 投資主総会

第9条 (招集及び開催)

1. 本投資法人の投資主総会は、2019年9月1日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の9月1日及びその日以後遅滞なく招集する。
2. 前項のほか、投資主総会は、法令に定めがある場合、その他必要がある場合に随時招集する。
3. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。
4. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して書面をもって、又は法令の定めるところに従い電磁的方法により、その通知を発するものとする。但し、第1項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催さ

れる投資主総会については、当該公告を要しないものとする。

第10条（議長）

投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

第11条（決議）

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。
2. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
3. 前項の場合には、投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出し、又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、あらかじめ、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第12条（書面による議決権の行使）

1. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該事項を記載した議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。
2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第13条（電磁的方法による議決権の行使）

1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。
2. 前項の規定により電磁的方法により行使した議決権の数は、出席した投資主の

議決権の数に算入する。

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第 15 条（基準日等）

1. 直前の決算期（第 36 条に定める決算期をいう。以下同じ。）から 3 か月以内に投資主総会を開催する場合、本投資法人は、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって当該投資主総会において権利を行使すべき投資主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって投資主総会において権利を行使すべき投資主とすることができる。
3. 投資主総会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。
4. 執行役員は、第 3 項で定める議事録を本投資法人の本店に 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 執行役員及び監督役員

第 16 条（執行役員及び監督役員の員数）

本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（但し、執行役員の数に 1 を加えた数以上とする。）とする。

第 17 条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）

1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の

決議によって選任する。

2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後 2 年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
3. 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとする。

第 18 条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。なお、補欠の役員についても同様とする。

- (1) 執行役員の報酬は、1 人当たり月額 50 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。
- (2) 監督役員の報酬は、1 人当たり月額 50 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。

第 19 条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する損害賠償責任の免除）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める役員の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第 5 章 役員会

第 20 条（招 集）

1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 名がこれを招集し、その議長となる。
2. 役員会の招集通知は、役員会の日の 3 日前までに執行役員及び監督役員の全員

に対して発するものとする。但し、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、役員会招集権を有する執行役員に対し、役員会の目的である事項を示して、それぞれ役員会の招集を請求することができる。

第 21 条（決 議 等）

1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。
2. 役員会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。
3. 執行役員は、第 2 項に基づき作成される議事録を本投資法人の本店に 10 年間備え置くものとする。

第 22 条（役員会規程）

役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める役員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 23 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任する。

第 24 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなし、以後同様とする。

第 25 条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）

会計監査に係る会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に 1,500 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、各決算期後 4 か月以内に会計監査人の指定する口座への振込により支払うものとする。

第 26 条（会計監査人の投資法人に対する損害賠償責任の免除）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができる。

第 7 章 資産運用の対象及び方針

第 27 条（資産運用の基本方針）

1. 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号、その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」という。）第 105 条第 1 号へに定める不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備（以下に定義する。）及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的として、投資主価値の最大化を目的とし、資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して、「資産性」「安定性」「成長性」に配慮した資産の運用を行うものとする。
2. 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 3 項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。）。以下同じ。）の運用の方法（本投資法人が締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。）は賃貸のみとする。

第 28 条（投資態度）

1. 本投資法人は、主として再生可能エネルギー発電設備・不動産等（第 29 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。）並びに再生可能エネルギー発電設備・不動産対

応証券(第 29 条第 1 項第 2 号に定めるものをいう。)(なお、再生可能エネルギー発電設備・不動産等及びこれに関連する再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券を総称して、以下「再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」という。)に投資する。

2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、複数の再生可能エネルギー発電設備・不動産等が社会経済上の観点において一体的に利用されうる場合において、そのいずれかの全部又は一部が再生可能エネルギー発電設備及びこれらの付帯施設の用に供されるものであるときは、当該再生可能エネルギー発電設備・不動産等の全部又は一部を取得することができる。
3. 本投資法人の主たる投資地域は、主として日本国内とする。但し、海外への投資を妨げない。
4. 本投資法人は、市況動向、一般経済情勢、再生可能エネルギー発電事業に関する市場動向、法制度等の急激な変化等予期し得ない事由が発生し、投資主の利益を毀損する恐れが生じた場合は、前各項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るために必要な措置を講ずることができるものとする。

第 29 条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

1. 本投資法人は、第 27 条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。
 - (1) 再生可能エネルギー発電設備・不動産等
 - ① 再生可能エネルギー発電設備
 - ② 不動産
 - ③ 不動産の賃借権
 - ④ 地上権
 - ⑤ 再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(再生可能エネルギー発電設備、不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。)
 - ⑥ 信託財産を再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - ⑦ 当事者の一方が相手方の行う本号①から⑥に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分」という。)
 - ⑧ 信託財産を主として再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する

- 匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ⑨ 外国の法令に基づく本号①から④に掲げる資産及び外国の法令に準拠して組成された本号⑤から⑧に掲げる資産
- (2) 再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券(裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備・不動産等に投資することを目的とするものに限る。なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含む。)
- ① 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第 2 条第 9 項に定めるものをいう。)
- ② 受益証券(投信法第 2 条第 7 項に定めるものをいう。)
- ③ 投資証券(投信法第 2 条第 15 項に定めるものをいう。)
- ④ 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第 2 条第 15 項に定めるものをいう。)(第 1 号⑤、⑥又は⑧に掲げる資産に該当するものを除く。)
- (3) その他の特定資産
- ① 預金
- ② コールローン
- ③ 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第 3 条第 7 号に定めるものをいう。但し、本第 3 号に別途定めるものを除く。以下同じ。)
- ④ 国債証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。)
- ⑤ 地方債証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 2 号に定めるものをいう。)
- ⑥ 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号に定めるものをいう。)
- ⑦ 資産流動化法に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号に定めるものをいう。)
- ⑧ 社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に定めるものをいう。但し、新株予約権付社債券及び本第 3 号に別途定めるものを除く。)
- ⑨ 株券(実質的に再生可能エネルギー発電設備・不動産等若しくは再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に投資することを目的とするもの又は再生可能エネルギー発電設備・不動産等若しくは再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限る。)
- ⑩ 公社債投資信託の受益証券(投信法第 2 条第 4 項に定める証券投資信

託の受益証券のうち、本号④、⑤、⑧、⑫又は⑬に掲げる資産等への投資として運用することを目的としたものをいう。)

- ⑪ 投資法人債(投信法第2条第19項に定めるものをいう。)
- ⑫ コマーシャル・ペーパー(金融商品取引法第2条第1項第15号に定めるものをいう。)
- ⑬ 譲渡性預金証書
- ⑭ 信託財産を本号①から⑬に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とした金銭の信託の受益権
- ⑮ デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。)

2. 本投資法人は前各号に掲げられた資産のほか、実質的に再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。

- ① 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)
- ② 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
- ③ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含む。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)
- ④ 動産(民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)で規定されるもののうち、再生可能エネルギー発電設備・不動産等に付随する器具備品等をいう。)
- ⑤ 著作権法(昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。)に基づく著作権等
- ⑥ 民法第667条に規定する組合契約に基づく権利(再生可能エネルギー発電設備、不動産、再生可能エネルギー発電設備若しくは不動産の賃借権又は不動産の地上権を出資することにより設立され、又はこれらの資産を保有することを目的に設立され、その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限る。)
- ⑦ 地役権
- ⑧ 資産流動化法第2条第6項に定める特定出資
- ⑨ 持分会社(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。)第575条第1項に定めるものをいう。)の社員権
- ⑩ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含む。)に定める一般社団法人の基金拠出者の地位(基金返還請求権を含む。)

- ⑪ 信託財産として本項①から⑩に掲げる資産を信託する信託の受益権
 - ⑫ 各種保険契約に基づく権利
 - ⑬ その他、本投資法人の保有に係る再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運用に必要なものとして、本投資法人の投資口を上場する金融商品取引所等が認めるもの
3. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、第1項を適用するものとする。

第30条（投資制限）

1. 前条第1項第3号に掲げる有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。
2. 前条第1項第3号⑮に掲げるデリバティブ取引に係る権利については、本投資法人に係る負債又は本投資法人の運用資産から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

第31条（収入金等の再投資等）

本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分に係る分配金、並びに再生可能エネルギー発電設備及び不動産の賃貸収入、運営収入その他収益金を、投資又は再投資に充当することができる。

第32条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）

1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する全ての再生可能エネルギー発電設備及び不動産（地上権の目的となっているものを含む。以下同じ。）（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備及び不動産以外の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備及び不動産を含む。）を賃貸する。
2. 本投資法人は、前項の再生可能エネルギー発電設備及び不動産の賃貸に際して、敷金、保証金、預託金等その他これらに類する金銭を受入れ又は差入れることがあり、それらの金銭を受入れた場合には、第27条に定める資産運用の基本

方針及び第 28 条に定める投資態度に基づき運用する。

3. 本投資法人は、運用資産に属する再生可能エネルギー発電設備及び不動産(本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備及び不動産を含む。)以外の運用資産の貸付けを行うことがある。
4. 本投資法人は、資産運用の一環として、再生可能エネルギー発電設備及び不動産を賃借した上で、当該再生可能エネルギー発電設備及び不動産を転貸することがある。

第 33 条 (オペレーターの選定基本方針)

本投資法人は、運用資産の運営するため、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の運営に関する事項を主導的に決定する者であるオペレーターを選定するものとする。オペレーターの選定に際しては、別途定めるオペレーターの選定基準に従い、運用資産の運営を円滑に行うための経営体制、財務基盤及び業務執行体制を有する者であることを確認する。

第 34 条 (資産評価の原則)

1. 本投資法人は、運用資産の評価に当たっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとする。
2. 本投資法人は、運用資産の評価に当たっては、評価の信頼性の確保に努めるものとする。
3. 運用資産の評価に当たっては、継続性を原則とする。

第 35 条 (資産評価の方法、基準及び基準日)

1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則(平成 18 年内閣府令第 47 号、その後の改正を含む。)、一般社団法人投資信託協会制定のインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(その後の改正を含む。)、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。なお、外貨建取引等については外貨建取引等会計処理基準に従い会計処理及び評価・換算を行うものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備(第 29 条第 1 項第 1 号①に定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、設備等部分については定額法により算定する。但し、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資

者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができる。

- (2) 不動産、不動産の賃借権、地上権(第 29 条第 1 項第 1 号②から④までに定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定する。但し、設備等部分については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができる。

- (3) 再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(第 29 条第 1 項第 1 号⑤に定めるもの)

原則として、信託財産が第 1 号又は第 2 号に掲げる資産の場合は第 1 号又は第 2 号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (4) 信託財産を再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(第 29 条第 1 項⑥に定めるもの)

原則として、信託財産が第 1 号又は第 2 号に掲げる資産の場合は、第 1 号又は第 2 号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (5) 再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分(第 29 条第 1 項⑦に定めるもの)

匿名組合出資持分の構成資産が第 1 号から第 4 号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とする。

- (6) 信託財産を主として再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(第 29 条第 1 項⑧に定めるもの)

原則として、信託財産である匿名組合出資持分について第 5 号に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。

- (7) 有価証券(第 29 条第 1 項第 2 号、第 3 号④から⑬に定めるもの)

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価

をもって評価する。満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。

(8) 金銭債権(第 29 条第 1 項第 3 号③に定めるもの)

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格をもって評価する。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とする。

(9) 金銭の信託の受益権(第 29 条第 1 項第 3 号④に定めるもの)

原則として、信託財産が第 29 条第 1 項第 3 号⑦又は⑧に掲げる資産の場合には、それぞれに定める方法によって評価し、それらの合計額をもって評価する。

(10) デリバティブ取引に係る権利(第 29 条第 1 項第 3 号⑤に定めるもの)

- ① デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。
- ② 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。

(11) 動産(第 29 条第 2 項④に定めるもの)

取得価格から減価償却累計額を控除した価格をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は、原則として定額法によるものとするが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法による算定することができる。

(12) そ の 他

上記に定めがない場合には、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。

2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合に

は、以下のように評価するものとする。なお、外貨建資産について円換算額を付する場合には、資産評価の基準日の為替相場により換算することとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備

原則として、公認会計士による評価額。なお、評価対象に不動産、不動産の賃借権又は地上権が含まれる場合にはそれらの評価額を控除した価額とする。また、評価額に幅があった場合には、原則として中間値を評価額として採用する。

(2) 再生可能エネルギー発電設備に関する匿名組合出資持分

原則として、匿名組合の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額

(3) 再生可能エネルギー発電設備を信託する信託受益権

信託財産が第1号に掲げる資産の場合は第1号に従った評価を行い、また、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額

(4) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づく評価額

(5) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産、不動産の賃借権又は地上権に関する匿名組合出資持分

原則として、信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額

(6) デリバティブ取引に係る権利(第1項第10号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)

第1項第10号①に定める価額

3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第29条第1項第2号及び第3号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。

第36条 (決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年の1月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。

第 37 条（金銭の分配の方針）

1. 分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会が定める諸規則に従うものとする。

- (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」という。)は、投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額をいう。
- (2) 分配金額は原則として租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項に定める投資法人に係る課税の特例に規定される配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする(但し、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。
- (3) 分配金に充当せず留保した利益及び決算期までに稼得した利益については、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。

2. 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合には、前項第 2 号で定める分配金額に法令等(一般社団法人投資信託協会の諸規則を含む。)に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。

また、本投資法人は、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う方針とする。但し、経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況等を勘案し、本投資法人が不適切と判断した場合には、利益を超えた金銭の分配を行わない。

3. 分配金の分配方法等

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から 3 か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

4. 分配金請求権の除斥期間

本投資法人は、本条に基づく金銭の分配が受領されずに、その支払開始の日から満3年を経過したときは、その分配金の支払いの義務を免れるものとする。なお、未払分配金には利息は付さないものとする。

第38条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）

1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金の返還並びに預託金、借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。
2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。
3. 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとする。

第39条（資産運用会社に対する運用報酬の支払いに関する基準）

1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。

（1）運用報酬Ⅰ

本投資法人の決算期毎に算定される運用資産中の再生可能エネルギー発電設備並びにそれに付随する動産及び敷地（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備並びにそれに付随する動産及び敷地を含む（以下、本条において「再生可能エネルギー発電設備等」という。））から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の額（但し、運用資産中の再生可能エネルギー発電設備その他の資産の売却による収益を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を3.0%とする。）を乗じて算出される金額（1円未満切捨て）とする。

（2）運用報酬Ⅱ

本投資法人の営業期間の末日における総資産額に当該営業期間内における当該運用資産の保有実日数を乗じ、365で除した金額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を0.6%とする。）を乗じて算出される金額（1円未満切捨て）とする。

(3) 取得報酬

再生可能エネルギー発電設備等を取得した場合、本投資法人が取得した再生可能エネルギー発電設備等の取得価額(設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。)に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率(但し、上限を 0.5%(利害関係者取引(資産運用会社の「利害関係者取引規程」に定める意味を有する。以下同じ。))の場合には上限を 0.3%)とする。)を乗じた金額(1 円未満切捨て)とする。

(4) 譲渡報酬

再生可能エネルギー発電設備等を譲渡した場合、本投資法人が譲渡した再生可能エネルギー発電設備等の譲渡価額(設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。)に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率(但し、上限を 0.5%(利害関係者取引の場合には上限を 0.3%)とする。)を乗じた金額(1 円未満切捨て)とする。

2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。

- (1) 運用報酬Ⅰの支払時期は、当該営業期間終了後 3 か月以内。
- (2) 運用報酬Ⅱの支払時期は、当該営業期間終了後 3 か月以内。
- (3) 取得報酬の支払時期は、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)から 3 か月以内。
- (4) 譲渡報酬の支払時期は、当該再生可能エネルギー発電設備等の譲渡日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)から 3 か月以内。

第 40 条 (諸費用の負担)

1. 本投資法人は、運用資産に関する租税、本投資法人の一般事務受託者、本投資法人の資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び資産運用会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担する。
2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。
 - (1) 投資口及び新投資口予約権の発行、投資法人債の発行、自己投資口の取得、上場及び上場維持に関する費用(投資証券及び新投資口予約権証券の作成、印刷及び交付に係る費用、引受証券会社への手数料を含む。)
 - (2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
 - (3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
 - (4) 法令に定める計算書類、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用

- (5) 本投資法人の公告に係る費用並びに広告宣伝及び IR 活動等に関する費用
- (6) 執行役員、監督役員に係る実費、保険料等、会計監査に係る報酬並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- (7) 運用資産の取得及び管理・運営に関する費用
- (8) 借入金及び投資法人債に係る諸費用
- (9) 本投資法人の格付け取得及び維持に係る費用
- (10) 本投資法人の運営に要する費用
- (11) その他前各号に付随関連する又はそれらに類する本投資法人が負担すべき費用

第 41 条（消費税及び地方消費税）

本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法上課税対象項目とされるもの（以下、併せて「課税対象項目」と総称する。）に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお、本規約記載の金額は、別段の定めがあるものを除き、全て消費税等抜き金額とする。

第 8 章 業務及び事務の委託

第 42 条（業務及び事務の委託）

1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。
2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務（以下「一般事務委託」という。）については、第三者に委託する。

制定 2016 年 7 月 27 日

改定 2016 年 12 月 13 日

改定 2017 年 9 月 29 日

改定 2019 年 9 月 25 日

改定 2021 年 9 月 24 日

改定 2022 年 8 月 9 日